

別表十八の二付表一

「連結中間納付額の調整計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）又は第2項から第6項まで（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合及び連結親法人が地方法第16条第1項（第1号ロに係る部分に限ります。）又は第2項から第7項まで（中間申告）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

(1) 法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書

欄	記載要領	注意事項
「同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額2」	前期に措置法第68条の67第1項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一の二(一)「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。	
「前期実績基準額(別表十八の二付表二「4」)又は(3)× $\frac{6}{4}$ 」	当期が最初の連結事業年度である場合には「又は(3)× $\frac{6}{4}$ 」を消し、当期が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前期の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「4」)又は」を消します。	前期の月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

(2) 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書

欄	記載要領	注意事項
「同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額19」	前期に措置法第68条の67第1項、措置法第68条の68第1項若しくは第9項（土地の譲渡等がある場合の特例税率）若しくは第68条の69第1項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定又は地方令附則第2条第1項第1号（旧規定の適用がある場合における地方法人税の個別帰属額の計算等の特例）に掲げる規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額の4.4%相当額を記載します。	
「前期実績基準額(別表十八の二付表二「24」)又は(20)× $\frac{6}{21}$ 」	当期が最初の連結事業年度である場合には「又は(20)× $\frac{6}{21}$ 」を消し、当期が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前期の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「24」)又は」を消します。	前期の月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

3 根拠条文

法81の19、規則37の8、地方法16、地方規則2、3